

【 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づく一般廃棄物処理施設維持管理記録(焼却施設) 】

年 度	令和8年度(2026年度)
施 設 名	枚方市東部清掃工場焼却施設
所 在	大阪府枚方市大字尊延寺2949番地

(令和 8 年 5 月末時点)

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のイに関する資料

【処理した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量】

種類	燃えるごみ(単位:トン)		
	1号	2号	合計
4月	3,218	1,834	5,053
5月	集計中	集計中	集計中
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
累計	3,218	1,834	5,053

処理量を修正する場合があります。

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のロに関する資料

【燃焼ガス温度等】

1号炉			
	燃焼室中の 燃焼ガス温度(°C)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)
4月	948	170	0
5月	集計中	集計中	集計中
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
維持管理基準	850° 以上	200°C以下	100ppm以下

2号炉			
	燃焼室中の 燃焼ガス温度(°C)	集じん器に流入する 燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の 一酸化炭素濃度(ppm)
4月	941	172	1
5月	集計中	集計中	集計中
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
維持管理基準	850° 以上	200°C以下	100ppm以下

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のハに関する資料

【冷却・排ガス処理設備に堆積したばいじん除去等】

設 備 名	堆積したばいじんの除去をおこなった時期
冷却設備	ストブロフにより、毎日除去
排ガス処理設備	ろ過式集じん器の差圧による自動逆洗を常時実施

設 備 名	施設名称	除 去 日
排ガス処理設備	2号湿式有害ガス除去装置	4月21日 ~ 4月23日
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	5月11日 ~ 5月13日
排ガス処理設備	2号ろ過式集じん器	5月19日 ~ 5月20日

4. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号のニに関する資料

【排ガス中のダイオキシン類や各種ばい煙の濃度】

分析項目	単位	基準値	測定箇所	4月14日	5月26日 6月頃	8月頃	10月頃	12月頃	2月頃
ばいじん	g/Nm ³	法令基準: 0.04g/Nm ³ 以下 自主基準: 0.01g/Nm ³ 以下	1号炉煙道	<0.003	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	<0.003	○	○	○	○	○
硫黄酸化物	ppm	法令基準: 排出総量4.034Nm ³ /h以下 (排出ガス量が最大のとときで49ppmに相当) 自主基準: 10ppm以下	1号炉煙道	<0.5	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	<0.5	○	○	○	○	○
窒素酸化物	ppm	法令基準: 排出総量12.527Nm ³ /h以下 (排出ガス量が最大のとときで153ppmに相当) 自主基準: 20ppm以下	1号炉煙道	6	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	7	○	○	○	○	○
塩化水素	ppm	法令基準: 700mg/Nm ³ 以下(430ppmに相当) 自主基準: 10ppm以下	1号炉煙道	<1	分析中	○	○	○	○
			2号炉煙道	<1	○	○	○	○	○
水銀及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準: 0.05mg/Nm ³ 以下 自主基準: 0.05mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	○	—	—	○	—
カドミウム及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準: 4.21mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	○	—	—	○	—
鉛及びその化合物	mg/Nm ³	法令基準: 16.8mg/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	○	—	—	○	—
ダイオキシン類	ng-TEQ/Nm ³	法令基準: 0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下 自主基準: 0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	1号炉煙道	—	分析中	—	—	○	—
			2号炉煙道	—	○	—	—	○	—
			結果が得られた日	5月21日	分析中 ○	○	○	○	○

説明1: 採取月日が1つの時は、1号炉と2号炉を同時に採取、2段書きの時は、上段が1号炉、下段が2号炉の採取日。
説明2: 2号炉は、令和8年4月17日から5月26日(40日間)基幹改良工事の為、停止。

※「<」は、定量下限値未満を示しています。
※「○」は、検査実施予定項目。
※「—」は、検査実施該当月に当たらないため、検査を実施していません。

令和8年度(2026年度)東部清掃工場下水道放流水分析測定値一覧表

(令和8年 5月末現在)

分析項目	単位	基準値	令和8年									令和9年		
			4月14日	5月19日	2026/6/	2026/7/	2026/8/	2026/9/	2026/10/	2026.11/	2026.12/	2027/1/	2027/2/	2027/3/
水温	℃	45度以下	24.3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水素イオン濃度(pH)	—	5以上9以下	8.0	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質量	mg/l	600以下	3	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生物化学的酸素要求量	mg/l	600以下	1.7	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
塩化物イオン	mg/l	—	7200	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窒素含有量	mg/l	240以下	5.7	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リン含有量	mg/l	32以下	0.02	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
n-ヘキサン抽出物質(動植物油)	mg/l	30以下	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
n-ヘキサン抽出物質(鉱物油)	mg/l	5以下	<0.5	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環 境 項 目 等	亜硝酸性窒素	mg/l	—	0.12	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	硝酸性窒素	mg/l	—	3.9	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	アンモニア性窒素	mg/l	—	0.8	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素含有量	mg/l	380以下	4.8	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素及びその化合物	mg/l	8以下	<0.08	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホウ素及びその化合物	mg/l	10以下	0.6	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
銅及びその化合物	mg/l	3以下	<0.01	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
亜鉛及びその化合物	mg/l	2以下	<0.01	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
鉄及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
マンガン及びその化合物(溶解性)	mg/l	10以下	<0.05	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
クロム及びその化合物	mg/l	2以下	0.03	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
フェノール類	mg/l	5以下	<0.05	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
有 害 項 目	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.002	分析中	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	六価クロム化合物	mg/l	0.2以下	0.02	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.03以下	<0.0003	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	鉛及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	水銀及びその化合物	mg/l	0.005以下	<0.0005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	シアン化合物	mg/l	1	<0.1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	砒素及びその化合物	mg/l	0.1以下	<0.005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	有機燐化合物	mg/l	1	<0.1	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	PCB	mg/l	0.003以下	<0.0005	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
	チウラム	mg/l	0.06以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	シマジン	mg/l	0.03以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	チオベンカルブ	mg/l	0.2以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	トリクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	テトラクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	ジクロロメタン	mg/l	0.2以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	四塩化炭素	mg/l	0.02以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.04以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	3以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.06以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.02以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	1,4-ジオキサン	mg/l	0.5以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
	ベンゼン	mg/l	0.1以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—
ダイオキシン類(毒性等量)	pg-TEQ/l	10pg-TEQ/l以下	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	

※1:「<」は、定量下限値未満を示す。

※ 「—」は、検査実施該月に当たらないため、検査を実施していません。

※ 「○」は、検査実施予定項目。